

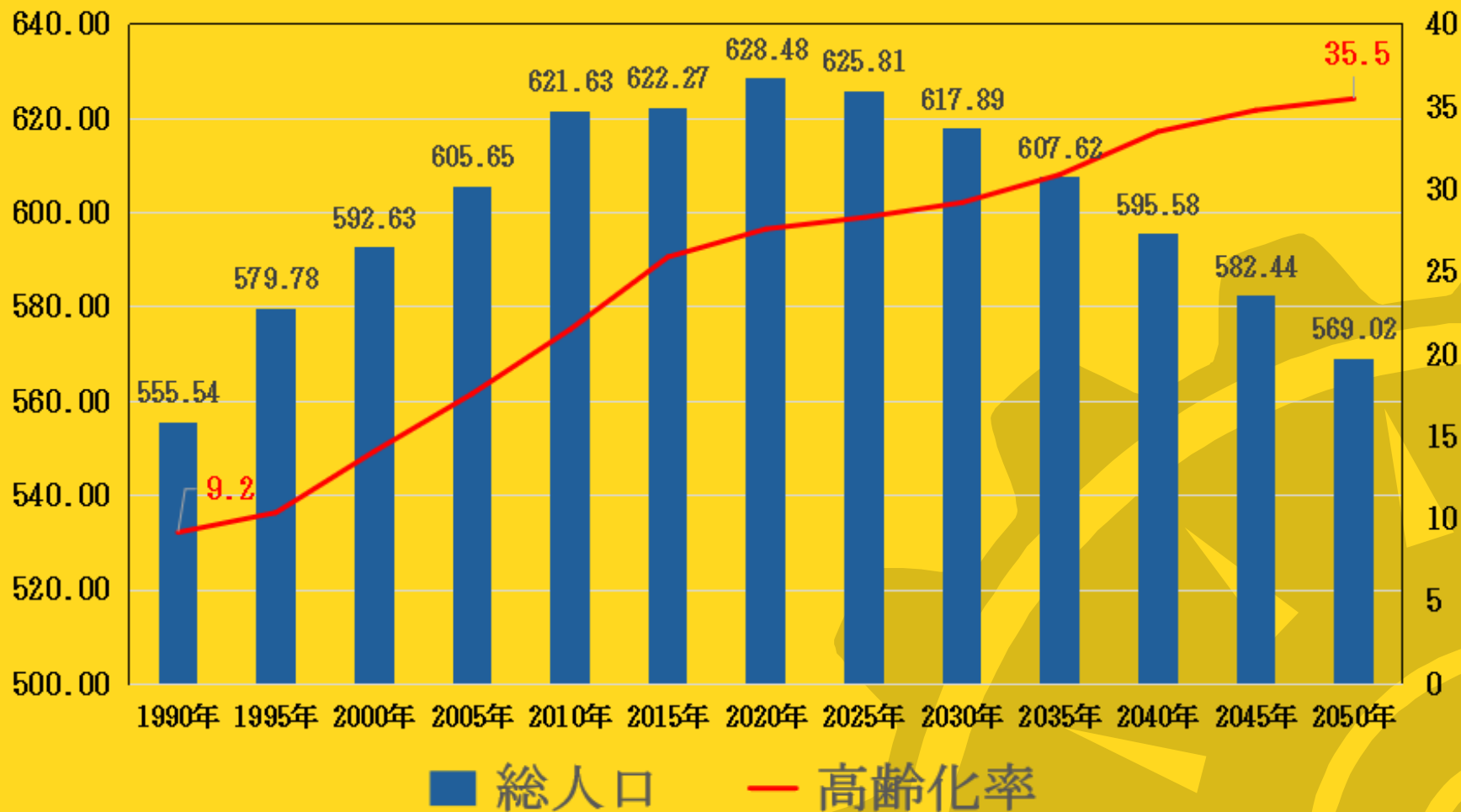
今後の都市計画における都道府県の役割

まちづくり情報センター

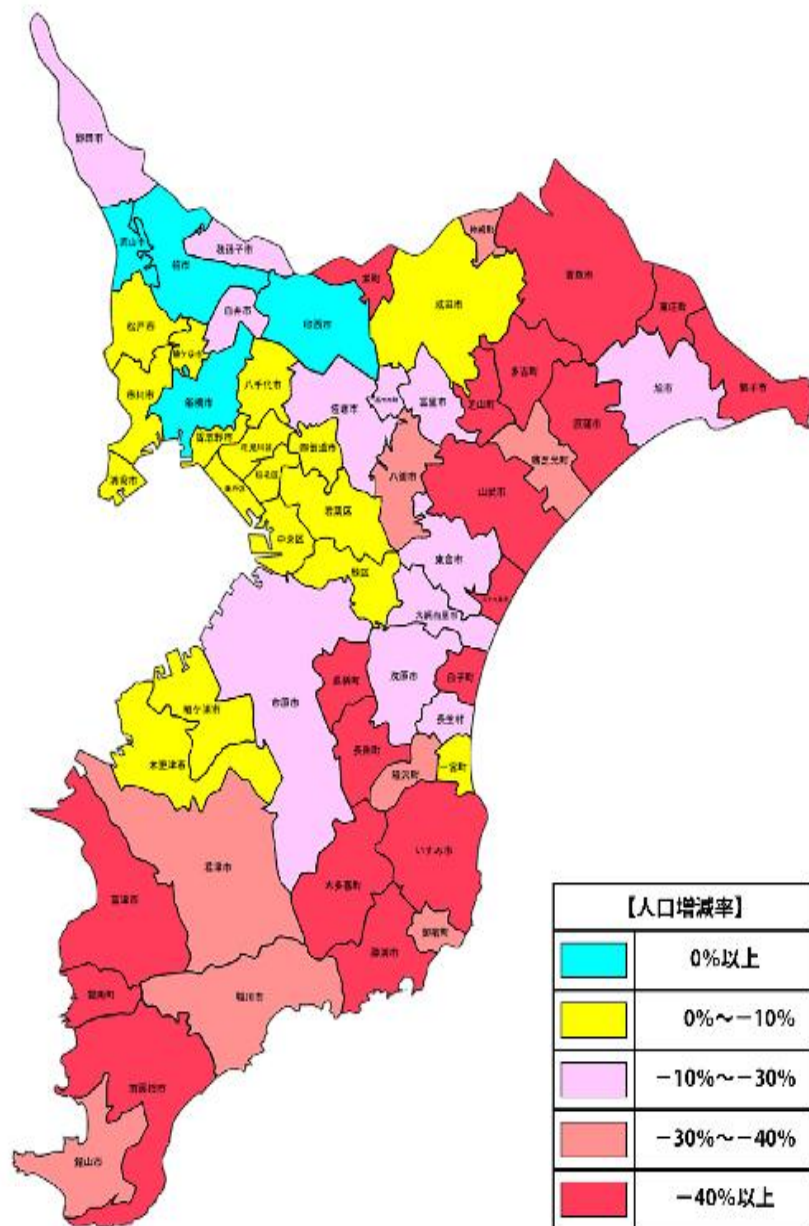
都市計画の大きな転換期

- ① 人口減少・高齢化に伴う政策の転換
- ② 都市計画の主体は基礎自治体である市町村
- ③ 頻発・激甚化する自然災害への備え
- ④ 老朽化するインフラ&財源の不足
- ⑤ 多様化するライフスタイル・IT技術の進展

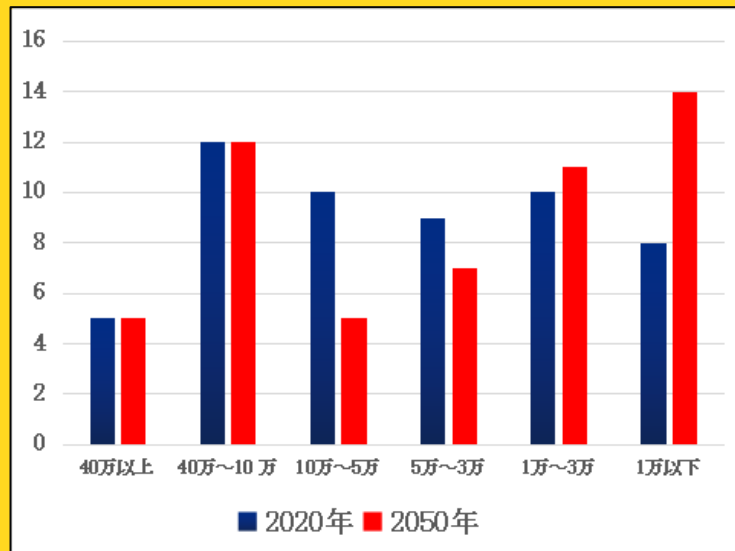
① 人口減少・高齢化に伴う政策の転換



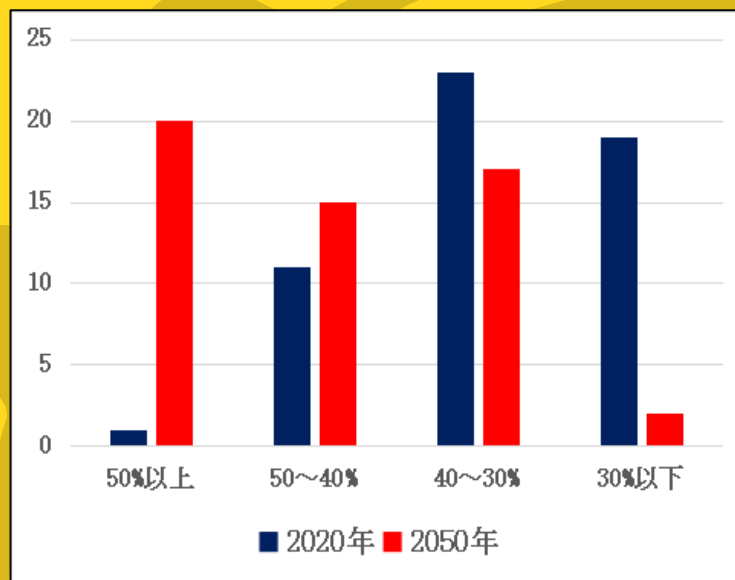
2050年の人口減少率



人口規模別市町村数



高齢化率別市町村数



② 都市計画の主体は基礎自治体である市町村

都道府県

- ・都市計画区域マスタープラン
- ・区域区分(線引き)
- ・高速道路・国道・県道
- ・10ha以上の県立公園
- ・流域下水道
- ・航空機騒音障害防止地区

市町村

- ・都市計画マスタープラン
- ・用途地域 ・地区計画
- ・特別用途地区 ・高度地区
- ・防火・準防火地区 ・景観地区
- ・道路 ・公園 ・下水道
- ・汚物処理場 ・ごみ焼却場

③ 頻発・激甚化する自然災害への備え



④ 老朽化するインフラ&財源の不足

橋梁の老朽化



水道管の老朽化



⑤ 多様化するライフスタイル・IT技術の進展

自律走行バス



ドローン



広域自治体としての千葉県の取り組み

- ① 市町村へのまちづくり支援体制の強化
- ② 千葉県都市づくりビジョンの策定
- ③ 広域都市計画マスタープランの策定
- ④ 県・市町村が連携し検討する場づくり

① 市町村へのまちづくり支援体制の強化

◆ まちづくり支援室の新設（県庁内の支援組織の新設）

- ・ 市町村のまちづくり相談のワンストップ窓口
- ・ 個別規制法部局との調整の一元化

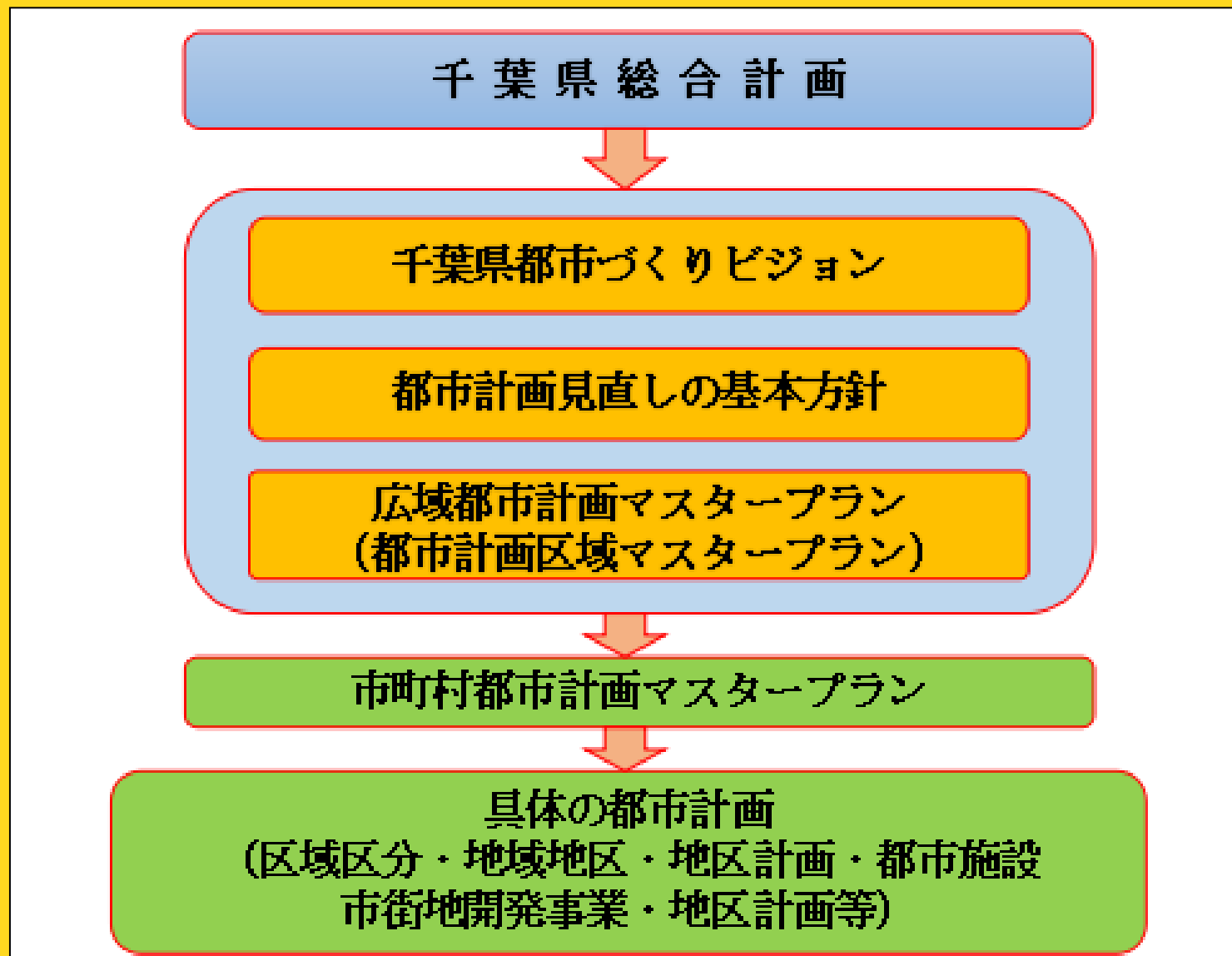
◆ 支援メニューの拡充

- ・ 市町村のまちづくり相談、プッシュ型支援
- ・ 多様な産業の受け皿づくりの助言・指導・調整
- ・ 市町村の新人職員への講習会の開催、先進地の視察
- ・ 社会資本整備補助金等の指導
- ・ 研究部会による研究調査

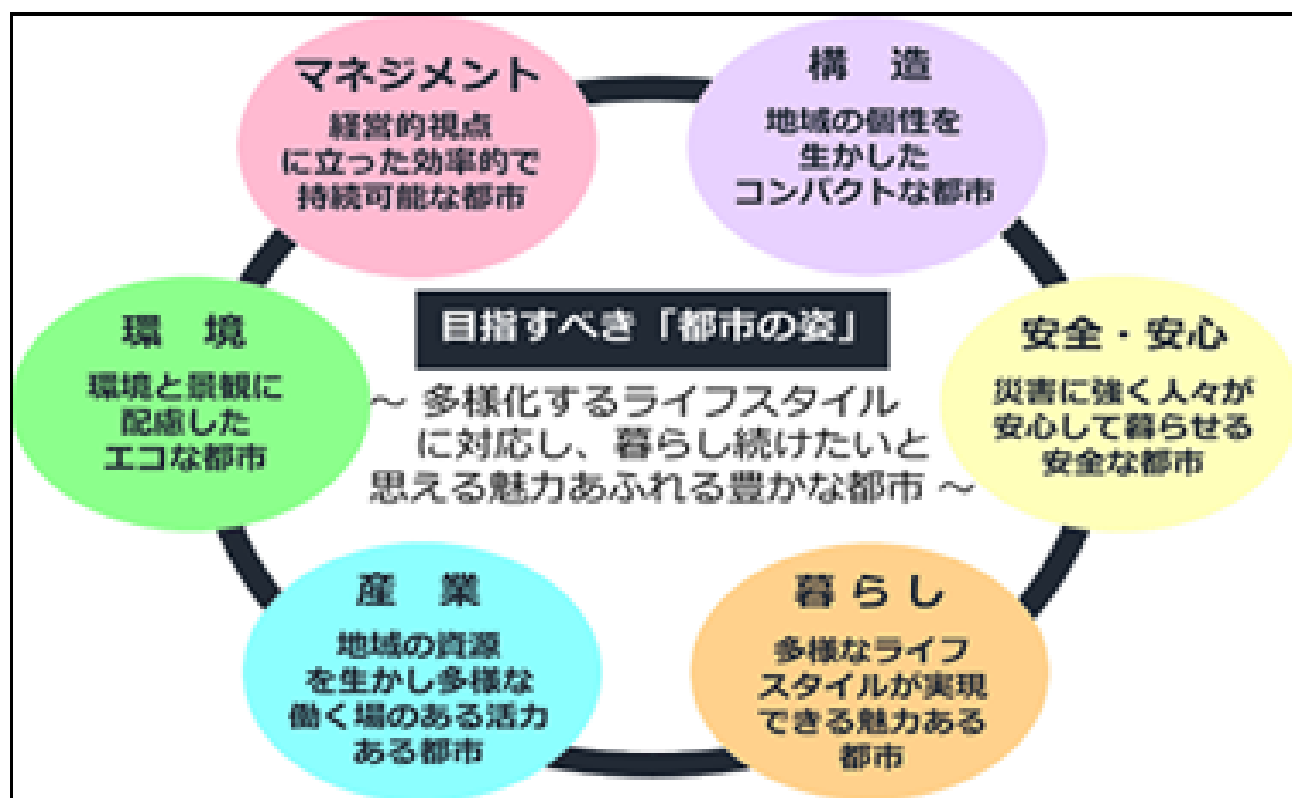
◆ 市町村への人的支援

- ・ 市町村への人材派遣（県職員の2・3年程度の出向）

② 千葉県都市づくりビジョンの策定



ビジョンにおける都市づくりの方向性



広域的都市づくりの導入
広域都市計画マスタープランの策定

■ 構 造 【目 標】 地域の個性を生かしたコンパクトな都市

○方向性 01 多様な拠点を持つコンパクトな都市づくり

○方向性 02 拠点をつなぐネットワークづくり

■ 安全・安心 【目 標】 災害に強く安心して暮らせる安全な都市

○方向性 03 地震・風水害など災害に強い安全な都市づくり

■ 暮らし 【目 標】 多様なライフスタイルが実現できる魅力ある都市

○方向性 04 多様なライフスタイルの人にやさしい都市づくり

○方向性 05 空き家や空き施設を再生し賑わいのある都市づくり

■ 産 業 【目 標】 地域資源を活かし多様な働く場のある都市

○方向性 06 多様な産業が成長する都市づくり

■ 環 境 【目 標】 環境と景観に配慮したエコな都市

○方向性 07 カーボンニュートラルに取り組む都市づくり

○方向性 08 身近な緑や景観を守り育む都市づくり

■ マネジメント 【目 標】 経営的視点に立ち効率的で持続可能な都市

○方向性 09 都市経営の視点による持続可能な都市づくり

○方向性 10 ICT等の新技術によるスマートな都市づくり

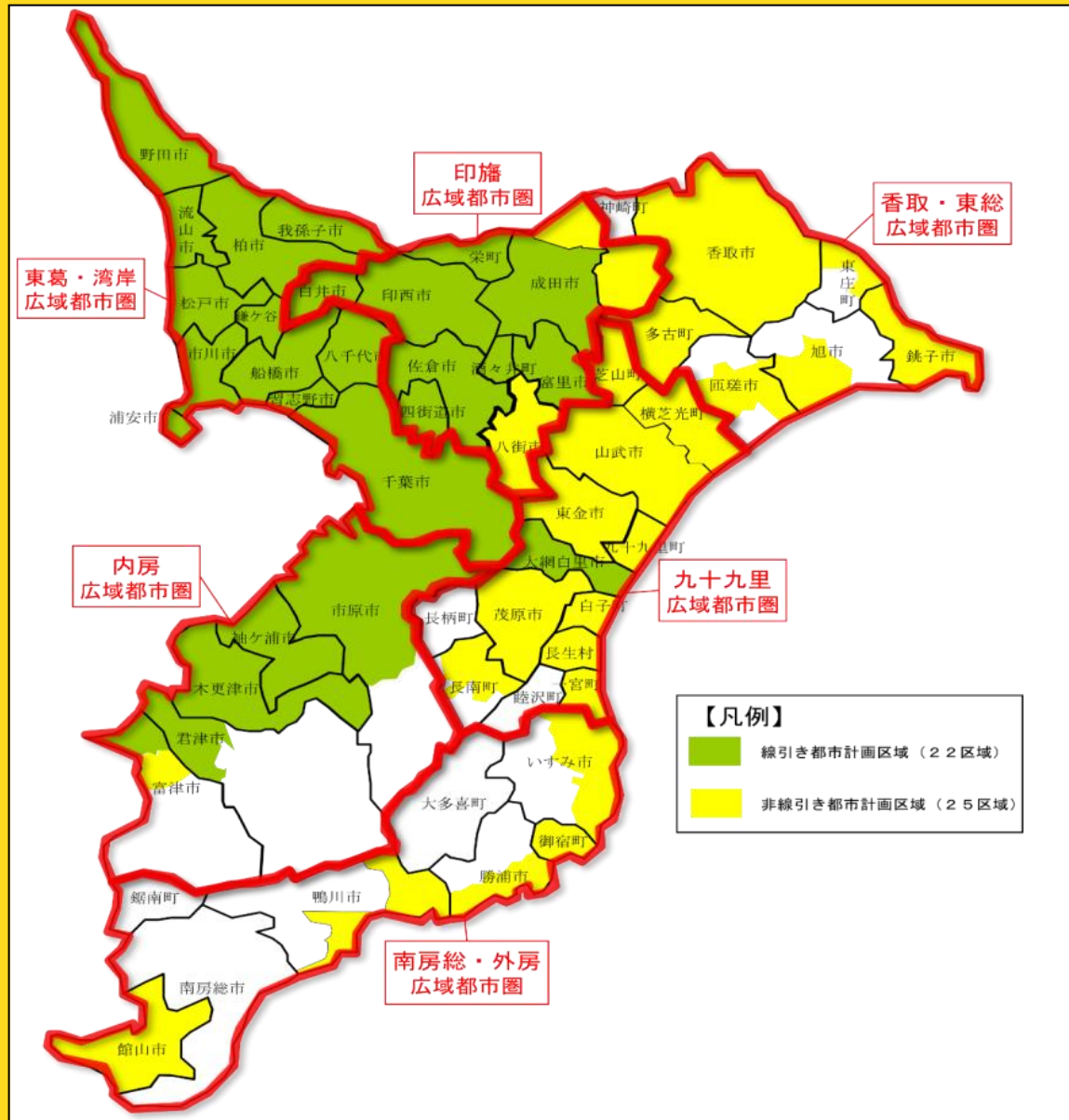
ビジョンを実現するための広域的な都市づくりの視点

- ①成田空港等の国際拠点を生かした拠点の形成
- ②広域道路ネットワーク等の構築
- ③広域道路IC周辺等の多様な産業の受け皿づくり
- ④流域治水等の広域的な防災・減災対策
- ⑤カーボンニュートラルな都市づくり
- ⑥広域的な視点に立った土地利用調整
- ⑦公共施設等の広域・共同化と効率的な都市経営

今後の都市づくりを支える取り組み

- ①広域的な視点に立ったマスタープランの策定
- ②DXを活用した都市づくりの見える化と情報発信
- ③産業・環境・健康福祉・防災分野等との施策の連携
- ④ICT・AI等の新技術の導入・社会実験の推進
- ⑤産・官・学・民の連携と民間活力の導入
- ⑥県民参加、子供たちの都市づくりを学ぶ機会の提供
- ⑦広域的連携を行う場づくりと市町村の都市づくり支援

③ 広域都市計画マスタープランの策定



広域都市計画マスタープランの体系

広域都市計画マスタープラン
(都市計画区域マスタープラン)

「線引き都市計画区域」
〇〇市(町)
都市計画マスタープラン

「非線引都市計画区域」
〇〇市(町村)
都市計画マスタープラン

「指定都市」
〇〇都市計画区域
マスタープラン

「都市計画区域外」
〇〇市(町)
まちづくり関連計画

広域都市計画マスタープランの構成

広域都市計画マスタープラン

広域都市圏として定める事項

都市計画区域として定める事項

広域都市圏として定める事項

- 1 都市づくりの基本理念
 - 2 現状と課題
 - 3 目指すべき将来像
 - 4 広域都市圏の都市づくりの目標と方向性
 - 5 広域的に定めるべき都市計画・都市政策等の方針
-
- ①広域的に決定し整備すべき広域幹線道路、維持すべ交通施設
 - ②広域公園、下水道・ゴミ焼却場・火葬場等の処理施設
 - ③都市機能を集積すべき拠点、中心的な生活拠点、産業拠点
 - ④広域的に保全すべき農地・森林や自然環境・景観など
 - ⑤広域的に調整すべき土地利用のルール
 - ⑥流域治水等の安心・安全のための取り組み

④ 県・市町村が連携し検討する場づくり

◆ まちづくりの課題を研究・検討し広域的な課題を調整する場づくり

① 広域都市計画マスタープランの策定

② 広域的・共通の課題と連携方策の検討

③ 都市計画事業の進捗評価と対応

今後の都市計画における都道府県の役割

- ◆ 都市計画の主体である「市町村のまちづくりの支援」
- ◆ 地域を維持し人口が定着できる「新たな働く場づくり」
- ◆ 広域自治体として市町村と連携した「まちづくりの推進」